

## 医療費等給付金受取口座の確認をお願いします

公立学校共済組合青森支部および一般財団法人青森県教職員互助会からの医療費等の各種給付金は、当共済組合へ登録している指定口座へ送金しております。

受取口座の変更をする場合は、速やかに手続きをお願いします。手続きが遅れると、給付金振込不能となり、給付処理が遅れることとなりますのでお気をつけください。

### こんなときは変更の手続きが必要です

- ★ 現在、登録している口座を使用していない
- ★ 転勤、転居により、指定口座を解約する
- ★ 婚姻等により、指定口座の名義を変更する
- ★ 金融機関の合併や支店の統廃合で指定口座情報が変更になる  
(指定口座情報…金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号)



③青森銀行及びみちのく銀行の合併による店名・店番号変更については、届出の必要はありません。

#### 【変更手続きに必要な書類】

①給付金振込口座変更依頼書（「福利厚生ハンドブック」様 15 1ページ）

※県立学校および教育庁（出先機関を含む）職員については、統合庶務システムで変更可能となっておりますので、システムを利用して変更する場合は「給付金振込口座変更依頼書」の提出は不要です。

②指定口座情報が確認できるもの（通帳の表紙（写）、統廃合による口座番号変更通知（写）等）

注）口座の名義を変更する場合は、登録している氏名の変更も必要になりますので、併せて「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」様 2 14ページ）の提出もお願いします。

## 住所変更の手続きをお忘れなく

住所を変更した場合、当共済組合で管理している住所の修正が必要となりますので、「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」様 2 14ページ）へ記載の上、所属所を經由して当支部へ届出してください。その際、組合員証（被扶養者証）や住民票の添付は不要ですが、裏面の住所欄に新住所を自書してください。

変更する被扶養者が**20歳以上60歳未満の配偶者**の場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」（「福利厚生ハンドブック」様 2 15ページ）も併せて提出するようお願いいたします。

なお、その配偶者が新住所に住民票を移し、支部へマイナンバーの届出が済んでいる方は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出は原則不要です。

### こんなときは必ず届出を

- ★ 異動等で、組合員と被扶養者が引っ越した
- ★ 進学や就職等で、被扶養者が引っ越した  
(ただし、住民票を移さない場合は届出不要)
- ★ 別居していた被扶養者(組合員)が組合員(被扶養者)と同居することになった
- ★ 住居表示が変わった …など



共済給付・年金グループ 017-734-9913